

毒物劇物事故 防止マニュアル

基本的な管理のチェックリスト

[1] 毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点	頁
盜難防止のための保管管理方法	1
●毒劇物の製造、輸入、販売を行う場合には取扱責任者を設置しなければならない。…	1
●敷地境界線から離れたところに保管する。…	1
●専用の設備に保管する。…	2
●保管場所は目の行き届くところとする。…	2
●保管庫に保管する場合は施錠する。…	3
●鍵の管理を徹底する。…	3
盜難防止のための運搬方法	4
●トラックでの運搬は容易に持ち去られないよう厳重に管理する。…	4
●車両には表示する。…	4
●車から目を離さない。…	4
紛失防止のための保管管理方法	4
●「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。…	4
漏えい、流出防止のための保管管理方法	5
●コンクリート製にする等、扱う毒劇物の性質を踏まえた材質を選ぶ。…	5
●製造設備等の点検を実施する。…	5
製造設備の基準	5
●粉じん、蒸気、廃水等の処理設備を備える。…	5
盜難、紛失、漏えい、浸出、流出した場合の措置	6
●通報体制を整備する。…	6
●被害をくいとめる措置とその準備を行う。…	6
[2] 毒劇物を他者に販売する場合の注意点	7
登録の必要性	7
●販売業の登録が必要である。…	7
譲渡手続き	7
●譲受文書を受け取り、保管する等の手続きを行う。…	7
●安全に取扱いができる相手にのみ販売、譲渡する。…	7
毒劇物の表示	8
●毒劇物であることを明確に知らせる。…	8
毒劇物の情報提供	8
●毒劇物に関する情報を提供する。…	8
[3] 毒劇物を廃棄する場合の注意点	9
廃棄方法	9
●毒劇物ではないものにしてから廃棄する。…	9
●毒劇物ではないものにできない場合は、保健衛生上、危害がおこらないように廃棄する。…	9
[4] 自主的の安全管理にあたっての注意点	10
「毒物劇物危害防止規定」	10
●「毒物劇物危害防止規定」を整備する。…	10
●「毒物劇物危害防止規定」を遵守するとともに、見直しを行う。…	10
参考資料	
●毒劇物中毒の際の応急措置方法	5
●販売を通じた危害の防止策	8

【1】毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

◆毒劇法 第7条第1項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

◆毒劇法 第8条第1項

次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1)薬剤師
- (2)厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- (3)都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

◆毒劇法 第11条第1項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

◇昭和52年薬務局長通知

毒物及び劇物の保管管理について

- 1 (1)毒物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な設備とすること。
- (2)貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人人が容易に近づけない措置を講ずること。

● 盗難防止のための保管管理方法

● 毒劇物の製造、輸入、販売を行うためには取扱責任者を設置しなければならない。

・取扱責任者とは、毒劇物を実際に取り扱う上で安全確保について責任を持つ技術者ことで、各製造所・営業所ごとに1名設置します。



● 敷地境界線から離れたところに保管する。

・毒劇物は、関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、一般の人々に危害を与える可能性が高くなります。



柵を設けること。



敷地境界線から
十分離すこと。

そうしないと…



建物の窓のそばは
盗難にあいやすい。



一般の人への危害につながる。



興味を引いてしまう。

※この欄の表記は、毒物及び劇物取締法及び関連法規の一部を抜粋したものです。

盗難防止のための保管管理方法

● 専用の設備に保管する。

- ・取り扱う毒劇物の性質を踏まえ、安全な設備に保管します。
- ・貯蔵する場所には「医薬用外毒物」もしくは「医薬用外劇物」の文字を表示しなければなりません。

医薬用外毒物

医薬用外劇物

定められた表示をする。



様々な貯蔵設備

● 保管場所は目の行き届くところとする。

- ・取扱責任者が一日で毒劇物の有無を確認できる場所に保管します。



毒劇物の有無が確認できる場所に保管する。



陳列する棚にも毒劇物の表示をし、明確に区別する。



盗難にあいやすい設置場所

ワンルームマンションの事業所などで、玄関脇に毒劇物を置いたりすると、人が入ってきたことを仕事場からは確認できません。



事故時の搬出、避難の対応が迅速にできる。

◆ 毒劇法 第5条

厚生労働大臣、都道府県知事（中略）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないものであるときは、第4条の登録をしてはならない。

◇ 毒劇法施行規則 第4条の4

- 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

◆ 毒劇法 第12条第3項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

【1】毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

◇毒劇法施行規則 第4条の4

- (2)毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
二)毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
ホ)毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- (3)毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

盜難防止のための保管管理方法

●保管庫に保管する場合は施錠する。

- ・厳重な保管管理を行うために、堅牢な保管庫とロックシステムの使用が望ましいです。また、セキュリティーシステムを導入するなど、人の出入りを厳重にチェックします。
- ・構造上鍵がかけられないタンク等の場合には、人が近づけないように柵を設けます。



頑丈な保管庫と
堅牢な施錠。

●鍵の管理を徹底する。

- ・鍵の管理を徹底するため以下の管理を行います。
 1. 鍵の管理者を明確にする。
 2. 鍵の数量のチェックを定期的に行う。
(合鍵の数は必要最低限)
 3. 鍵を使用する場合は、チェック表に記入、又は、責任者の許可を得るなど。



鍵の管理者を明確にする。



鍵の数量のチェックを定期的に行う。



鍵を使用する場合はチェック表に記入、
または責任者に許可を得ること。

盗難防止のための運搬方法

● トラックでの運搬は容易に持ち去られないよう厳重に管理する。

- ・運搬時は、一般の人々の手に渡ることがないように、注意深く作業します。



シートでおおい、ロープをしめる。

● 車両には表示する。

- ・法で定められた毒劇物表示を付けます。



毒劇物であることをはっきり表示する。

● 車から目を離さない。

- ・助手を同乗させます。



不審者が車に近づかないよう注意する。

これらの他、安全な運搬のために、以下の規制が行われています。

- ・保護具を備えること。
- ・毒劇物の名称、成分、含量並びに応急措置の内容を記載した書面を備えること。

※毒劇物を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合、当該運搬を他に委託するときは、荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、毒劇物の名称、成分、含量、数量並びに応急措置の内容を記載した書面を交付しなければなりません。

◆ 毒劇法 第16条第1項

保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いについて、技術上の基準を定めることができる。

◇ 毒劇法施行令 第40条の5第2項

別表第2（別表第2は省略）に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

(1)厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運搬者のほか交替して運転する者を同乗させること。

(2)車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。

(3)車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。

(4)車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。

◇ 毒劇法施行令 第40条の6

毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合は、この限りでない。

2 前項の荷送人は、同項の規定による書面の交付に代えて、当該運送人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、当該書面を交付したものとみなす。

3 第1項の荷送人は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該運送人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た荷送人は、当該運送人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該運送人に対し、第2項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該運送人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

紛失防止のための保管管理方法

● 「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。

- ・取扱責任者のもとに「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認します。



毒劇物管理簿

毒劇物管理簿	
日付	在庫量
1/1	100kg
1/10	95kg
1/20	80kg
1/30	70kg
2/10	60kg
2/20	50kg
2/30	40kg
3/10	30kg
3/20	20kg
3/30	10kg
4/10	5kg
4/20	0kg

◇ 昭和52年薬務局長通知

毒物及び劇物の保管管理について

2 貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うこと。

【1】毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

◆毒劇法 第11条第2項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

◇毒劇法施行規則 第4条の4

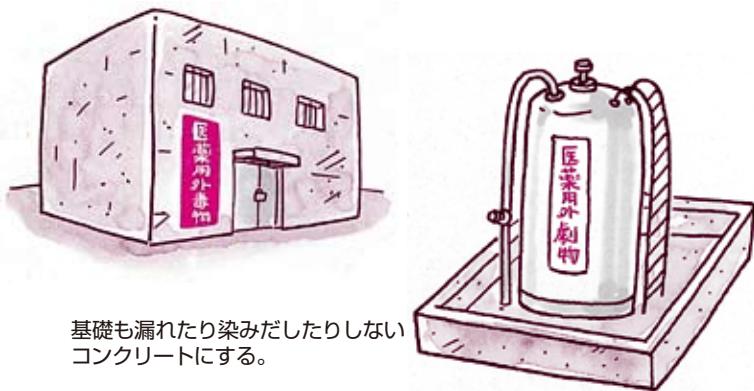
- (1)毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ)コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのある構造であること。
- (2)毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ロ)毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのあるものであること。
 - ハ)貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

漏えい、流出防止のための保管管理方法

●コンクリート製にする等、扱う毒劇物の性質を踏まえた材質を選ぶ。

- ・漏えい、流出防止の措置を講ずることは、容易に毒劇物が他者の手に渡ることにもつながります。

コンクリート製の建物

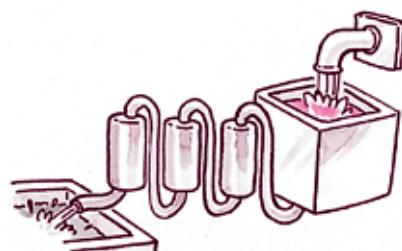


●製造設備等の点検を実施する。

- ・施設の定期点検を実施し、老朽化した設備がないか、確認します。
- ・定期点検終了後の運転の再開時などには、あらかじめボルトの緩み等がないか、確認します。

製造設備の基準

●粉じん、蒸気、廃水等の処理設備を備える。



毒劇物中毒の際の応急措置方法

1. 何らかの症状が現れているなら、早急に医療機関を受診することが必要です。受診の際には、毒劇物の種類、量、経路を伝えることが重要です。原因物質や摂取量を、周囲に残された瓶や空き箱など周囲の状況から特定するよう努めて下さい。医師や救急隊が到着するまでの間に応急措置を施すこともできるかもしれません。連絡した医師や消防機関、または日本中毒情報センターに相談して下さい。一般的な応急措置は以下の通りです。

■飲み込んだとき

- 1) 水や牛乳を飲ませます。牛乳には胃壁を保護し、毒劇物の働きを弱める作用があります。

注意) 防虫剤、石油製品等については、牛乳を飲ませてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

- 2) 喉の奥を刺激して吐かせます。

注意) 吐いた物が気管に入らないようにします。意識がないときや痙攣をおこしているときは、吐かせてはいけません。強酸や強アルカリを含む製品（洗浄剤、漂白剤など）、石油製品等については、吐かせてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

■ガスを吸入したとき

きれいな空気の場所へ移動させ、安静にさせます。

■目に入ったとき

流水で15分以上洗い続けます。（顔を横に向けてからゆっくり流すか、水道の場合には弱い流れの水で洗います。勢いの強い水で洗うと、かえっ

● 盗難、紛失、漏えい、浸出、流出した場合の措置

● 通報体制を整備する。

- ・危害が発生した時に冷静な対処ができるよう、予め通報する責任者を設定しておきます。責任者がいない時どうするかも決めておきます。

通報する責任者の設定



盗難又は紛失した場合
ただちに警察に通報する。



飛散、漏えい、流出した場合、
保健所、警察署、消防署に連絡する。

◆ 毒劇法 第16条の2

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

● 被害をくいとめる措置とその準備を行う。

- ・当事者には被害を最小限にとどめる責任があります。放置すれば、毒劇物によって他人に危害を与える恐れがありますので、速やかに食い止める措置を講じて下さい。



立ち入りを禁止する。



風下の人々に知らせ退避させる。



保護具を着用する。



運搬事故時に対応するため、あらかじめトラックの荷台に中和剤や吸収剤を積んでおくこと。



中和剤を散布する。



洗い流すなど迅速に対処する。

て目に障害を起こすことがあります。)

■ 皮膚に付いたとき

毒劇物の付いた着衣はすぐに脱がせ、石鹼を使って皮膚を洗浄し、十分に水で洗います。

■ 意識がないとき

吐いた物がのどにつまらないように、左側を下にした横向きの姿勢（昏睡体位）をとらせます。下あごを前に出し、気道を確保します。

■ 呼吸が止まっているとき

もし、あなたが人工呼吸法を熟知しているならば、直ちに実施して下さい。但し、中毒者の口の周りや、身体の中には毒劇物が含まれています。2次中毒に注意し、中毒者の呼気を吸い込まないようにします。また、他の人に、あなたが中毒になった場合の対処を頼んでおきましょう。

2. 症状から急を要さないと思われても、毒劇物の種類や摂取量、摂取経路によっては、時間がたってから発症することもありますので、注意が必要です。何を摂取したかがわかられば、上記の応急措置を行ったり、医療機関へ行く等の対応方法も決まってきます。
3. 毒劇物の毒作用や治療方法に関する情報が必要な場合には、中毒110番に問い合わせて下さい。

公益財団法人 日本中毒情報センターへの連絡方法

大阪中毒110番（365日、24時間対応）
電話 072-727-2499（情報提供料：無料）

つくば中毒110番（365日、9時～21時対応）
電話 029-852-9999（情報提供料：無料）

【2】毒劇物を他者に販売する場合の注意点

◆毒劇法 第3条

毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

◆毒劇法 第14条

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

(1)毒物又は劇物の名称及び数量

(2)販売又は授与の年月日

(3)譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

4 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から5年間、第1項及び第2項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を保存しなければならない。

◆毒劇法 第15条第1項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

(1)18歳未満の者

(2)心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(3)麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

◇平成11年医薬安全局長通知

毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について

2 毒物劇物営業者に対して、毒劇物の譲渡に当たっては、毒劇法第14条に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）について十分確認を行った上で、さらに、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うよう指導すること。

その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。

また、毒劇物販売業者に対して、家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売を自粛するよう引き続き指導すること。

登録の必要性

●販売業の登録が必要である。

- ・毒劇物を毒物劇物営業者以外の方へ販売するためには、製造業者や輸入業者であっても別途販売業者の登録が必要となります。



譲渡手続き

●譲受文書を受け取り、保管する等の手続きを行う。

- ・毒劇物の販売には、必要事項を書面に記入して保存する等の譲渡手続きが必要となっています。

〔毒物劇物営業者同士の場合〕

販売する側が、①毒劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③譲受者の名称、職業と住所を記載し、その帳簿を5年間保存する。

〔毒物劇物営業者以外への譲渡〕

販売先相手から、①毒劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③譲受者の名称、職業と住所を記載し、捺印した文書を受け、5年間保存する。



帳簿



譲受文書の例

- ・販売する時には、販売先相手の身元確認を行い、利用目的を聞き取り、毒劇物の種類や量が適当であるかを確認します。

●安全に取扱いができる相手にのみ販売、譲渡する。

- ・18才未満や、麻薬・大麻・あへん・覚せい剤中毒患者には交付できません。
- ・相手に不審を感じたら、販売をやめ、警察に連絡すること。



不審者は通報すること。

毒劇物の表示

●毒劇物であることを明確に知らせる。

- ・毒劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字を記載し、毒物の場合は赤地に白色で「毒物」の文字、劇物の場合は白地に赤色で「劇物」の文字を表示します。
- ・誤って飲用等されないよう、通常飲食物の容器として使用されるものは容器として使わないようにします。



毒劇物の表示

毒劇物の情報提供

●毒劇物に関する情報を提供する。

- ・毒物劇物営業者は、(M) SDS^{*}による毒劇物の性状及び取扱いに関する情報を購入者に提供することが義務付けられています。また、提供した毒劇物の取扱い等に関する情報の内容に変更があった場合は、変更後の情報提供に努めなければなりません。

〔提供する情報の内容〕

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1)毒物劇物営業者の氏名及び住所 | (8)暴露の防止及び保護のための措置 |
| (2)毒物又は劇物の別 | (9)物理的及び化学的性質 |
| (3)名称並びに成分及びその含量 | (10)安定性及び反応性 |
| (4)応急措置 | (11)毒性に関する情報 |
| (5)火災時の措置 | (12)廃棄上の注意 |
| (6)漏出時の措置 | (13)輸送上の注意 |
| (7)取扱い及び保管上の注意 | |

販売を通じた危害の防止策

- 販売業者は、毒劇物の購入者に対して、使用目的を聴取し、身元を確認することにより、犯罪目的のための毒劇物入手を防止する。

- 家庭用劇物以外の毒劇物について、販売業者は一般消費者への販売を自粛し、一般消費者は購入を自粛する。



◆毒劇法 第12条

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、次に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

- 毒物又は劇物の名称
- 毒物又は劇物の成分及びその含量
- 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

◇毒劇法施行規則 第11条の6

法第12条第2項第4号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、下の通りとする。

- 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

◆毒劇法 第11条第4項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

◇毒劇法施行令 第40条の9

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

※ (M) SDS制度について

MSDSに関するJISとラベルに関するJISが統合され、GHSに対応した情報伝達の共通基盤となる新たなJIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル、作業場内の表示および安全データシート (SDS)」が2012年3月25日付けで制定されました。

【3】毒劇物を廃棄する場合の注意点

◆毒劇法 第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

◇毒劇法施行令 第40条

(中略) 廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

- (1)中和、加水分解、酸化、還元、稀釀その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- (2)ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- (3)可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- (4)前各号により難い場合には、地下1m以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

◆毒劇法 第15条の3

都道府県知事(中略)は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

廃棄方法

●毒劇物ではないものにしてから廃棄する。



・具体的な毒劇物の廃棄方法は国通知「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について」を参考にします。

- ・下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法など、他の法律にも抵触しないようにすること。
- ・自己処理できない場合は、知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託します。



●毒劇物ではないものにできない場合は、保健衛生上、危害がおこらないように廃棄する。

- ・この場合も上記の諸点に留意します。

【4】自主的安全管理にあたっての注意点

「毒物劇物危害防止規定」

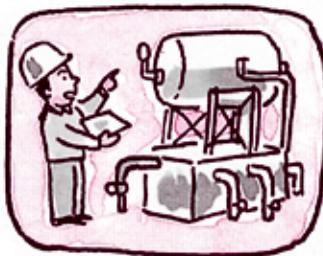
● 「毒物劇物危害防止規定」を整備する。

- ・事業所において取り扱われる毒劇物の種類・量、取扱い方法等の態様に応じ、具体的で詳細な内容とします。
- ・次の基本的な事項が記載されていなければなりません。更に、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めます。

①毒劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項



②毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項



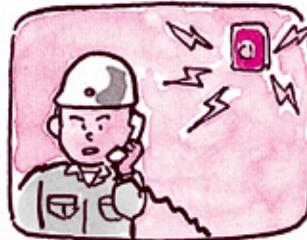
③毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項



④毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項



⑤事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項



⑥毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項



⑦その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項



・毒劇物の危害防止対策は、その範囲が広く、取り扱っている毒劇物の種類、取扱いの態様も多様であるため、危害防止措置を一律に定めることはできません。法令でいう「必要な措置」は、通常時の作業手順から問題発生時の対処方法、機器・設備の点検、連絡体制等広範に渡る対策であり、これらが連携して初めて有効となります。従って、各事業所の実情に応じた対策を予め策定し、職員に周知させておく必要があります。

● 「毒物劇物危害防止規定」を遵守するとともに、見直しを行う。

- ・近年、多発している毒物事件を考慮し、盗難防止などの措置の内容について、事業所の危害防止規定は万全になっているか再度検証します。

茨城県内 保健所

保健所名	電話番号	管轄区域
水戸	029 (243) 9437	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町
ひたちなか	029 (265) 5645	ひたちなか市, 東海村
常陸大宮	0295 (52) 1159	常陸太田市, 常陸大宮市, 那珂市, 大子町
日立	0294 (22) 4190	日立市, 高萩市, 北茨城市
鉾田	0291 (33) 2158	鉾田市, 行方市
潮来	0299 (66) 2116	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市
竜ヶ崎	0297 (62) 2163	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 河内町, 利根町
土浦	029 (821) 5364	土浦市, 石岡市, かすみがうら市, 阿見町, 美浦村
つくば	029 (851) 9287	つくば市, つくばみらい市
筑西	0296 (24) 3911	結城市, 筑西市, 桜川市
常総	0297 (22) 1351	下妻市, 常総市, 坂東市, 八千代町
古河	0280 (32) 3021	古河市, 五霞町, 境町

茨城県保健福祉部薬務課

〒310-8555
水戸市笠原町978-6
TEL 029-301-3388
FAX 029-301-3399

ホームページアドレス
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/yakumu/yakumu.htm>

茨城県試薬業協議会 事務局 茨城県毒物劇物保安協会 事務局

〒310-0852
水戸市笠原町978-47 茨城県薬剤師会館内
TEL/FAX 029-301-6005
(茨城県医薬工業会内)

茨城県毒物劇物保安協会ホームページアドレス
<http://www.ibarakidokugekihoan.org/>